

# 報 道 資 料

令和元年6月19日  
総務部法務文書課  
県政情報係 橋本、田中  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2349

## 奈良県情報公開審査会の第215号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第287号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和元年6月18日
- ◎ 実施機関：地域振興部 文化資源活用課
- ◎ 対象行政文書：なら・図書館に集う会が開設した預金口座通帳のうち、表紙及び平成28年12月1日から平成29年3月23日までの入出金明細
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：一部開示決定
  - 不開示部分：ア 一部の会員の従業員氏名  
イ 口座情報（金融機関名、店番、預金種別及び口座番号）がわかる記述
  - 不開示理由：ア 上記不開示部分の  
ア 条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため  
イ 上記不開示部分の  
イ 条例第7条第3号に該当  
団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利競争上の地位  
その他正当な利益を害するおそれがあるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

#### 1 本件行政文書について

なら・図書館に集う会（以下、「集う会」という。）は、図書情報館の活動に積極的に参加し、より大きなつながりとなることを支援するという趣旨に賛同した法人、団体及び個人が会員となって構成する任意団体である。集う会は、その事業収入及び会員の会費収入をもって運営しており、図書情報館職員及び法人会員の従業員で事務局を構成している。

本件行政文書は、本件開示請求時点で実施機関が保有していた、集う会が会費の管理のために開設した預金口座通帳の表紙及び平成28年12月1日から平成29年3月23日までの入出金明細であり、当該明細には会費を納入した法人名又は振込者の氏名が記載されている。

#### 2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件不開示情報は、会費の振り込みを行った法人の従業員の氏名であることから、個人に関する情報であり特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書該当性について検討する。

実施機関は、集う会の会員が法人である場合には、法人名義又は対外的に法人を代表する者の名義で行うように、全ての会員に依頼し、そのいずれかで振り込みがされている場合に限り、集う会の方針として、当該名義を公にすることとしていた旨説明している。そして、本件不開示情報に係る法人会員については、当該会員の事情により、対外的に法人を代表する権限を有しない従業員の氏名が記載されていたことから、本件不開示情報は、同号ただし書アに該当しない旨主張している。

そこで、当審査会が本行政文書を見分したところ、本件行政文書に記載されている27者のうち、26者の名称及び氏名（以下「名称等」という。）について開示されているが、不開示とされている1者の名称等については、法人の名称又は対外的に法人を代表する者の氏名ではないと認められた。

また、審査請求人は、本件不開示情報が、概要報告に記載された状態で県のホームページに掲載されていた旨主張しているが、概要報告に記載されていた氏名は、集う会の理事に就任した者の氏名であって、これらの者が自らの名義で集う会の会費を振り込むとは限らない。

さらに、審査請求人は、本件不開示情報について、トークイベントのチラシ等に記載されていることから、開示すべき旨主張しているが、トークイベントは、集う会が設立される以前に開催されたものであり、その出演者が集う会の会費を振り込まなければならない事情も認められない。

これらのことから、本件不開示情報は、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

また、集う会の会費を振り込んだ者の名称等は、法令等で公にすることが予定されている情報とは認められないことから、本件不開示情報は、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、一部の法人の従業員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### 4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成29年	4月16日		
② 決 定	平成29年	4月28日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成29年	7月30日		
④ 諮 問	平成29年	8月29日		
⑤ 経 過	平成30年	10月26日	第224回審査会	審議
	平成30年	11月28日	第225回審査会	審議
	平成30年	12月27日	第226回審査会	審議
	平成31年	1月31日	第227回審査会	審議
	平成31年	2月19日	第228回審査会	審議
	平成31年	3月28日	第229回審査会	審議
	令和 元年	5月31日	第230回審査会	審議